

茨城県西農業共済組合災害復旧支援対策要領

(目的)

1. 茨城県西農業共済組合（以下「組合」という。）は、突風・竜巻等の局地的な自然災害で、組合加入者が所有する建物、特定園芸施設等に重大な災害が発生した場合、農家支援事業の一環として瓦礫の撤去など、早期復旧を側面から支援することを目的とする。

(災害対応方針)

2. 組合で所有するミニパワーショベル、運搬用トラック等および、組合と民間会社ならびに組合員等との間で災害業務提携を締結し、提供される当該機器等は無償貸出する。また、ライフラインが機能せず炊事等が困難な場合は、炊出し等で対応する。

(災害復旧支援対策本部設置)

3. 重大な災害が発生した場合は、組合長が本部長として災害復旧支援対策本部（以下本部）の設置を発令する。
 - 1) 本部は組合に置く。
 - 2) 本部長は、本部全般を統括する。
 - 3) 副本部長（参事）は、本部長を補佐し、本部長不在の場合は、その職務を代行する。

(構成員)

4. 本部の構成員は組合の役員及び職員とする。ただし、必要に応じて災害業務提携者を構成員とすることができる。

(役割)

5. 本部に班を組織し役割分担する。
 - 1) 総務部長は、各班を総括する。
 - 2) 部長・次長及び女性の会事務局長は、班の責任者とする。
 - 3) 課長以下の職員は、班の職務を担当する。

(班の編成)

6. 指揮、情報収集、渉外、貸出受付、炊出し班を編成する。また、必要に応じて班を編成することができる。
 - 1) 指揮班は、各班からの報告を集約し必要事項を指示する。
 - 2) 情報収集班は、現地の実情を把握する。
 - 3) 渉外班は、関係機関、市町と連絡調整を図る。
 - 4) 貸出受付班は、機器等の貸出要請の受付・回送および災害業務提携者と連携を図る。
 - 5) 炊出し班は、現地の炊出し要請により、指揮班の指示で調理器等を準備し設置する。

(本部の解散)

7. 本部長の命令により構成員の任務を解き本部を解散する。

(経費)

8. 本部設置により必要となる経費は、100万円を限度に茨城県西農業共済組合が負担する。

(その他)

9. この要領に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は本部長が決する。

(改正手続)

10. この要領の改正は、理事の過半数によって定める。

附則

この要領は、平成24年7月13日から施行する。